

平成26年度包括外部監査における意見及び対応状況(総括表)

			頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考
		総論						
1		放置自転車対策事業の見直しについて	P1					
(1)	区内の自転車利用及び放置自転車等の実態把握について							
(2)	民間自転車駐車場の実態把握と施策への組み込みについて							
(3)	三ノ輪橋駅周辺地区への放置禁止区域の指定の検討について							
(4)	新たな総合計画の策定について		P2					
2	発生主義ベースでのコスト分析							
(1)	自転車駐車場の管理運営業務に係るコスト							
	区全体の負担額							課題意見なし
	指定管理者が負担するコストも含めた総コスト (自転車駐車場単位)		P3					課題意見なし
	減価償却費の算定基礎と今後の固定資産台帳の整備・運用に向けて							
(2)	自転車置場の管理運営業務に係るコスト							課題意見なし
(3)	放置自転車等の撤去・返還業務に係るコスト							課題意見なし
3	利用料金及び手数料の適時な見直しについて		P4					
(1)	自転車駐車場利用料金							
	定期利用料金							
	一時利用料金							
(2)	自転車置場登録手数料		P5					
	定期利用に係る登録手数料							
	一時利用料金							
(3)	放置自転車等の撤去手数料							
(4)	利用料金及び手数料の適時な見直しについて							
4	利用料金に係る消費税の取扱いについて							
	各論(指定管理業務関連)		P6					
1	指定管理業務の概要							
(1)	業務の範囲							課題意見なし

		頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考
	(2) 事業計画書及び事業報告書など	P6					課題意見なし
	(3) 施設の利用状況						
	(4) 収支状況						
	収支状況の推移	P7					
	平成25年度における収支状況						課題意見なし
2	納付金算定方法の見直しについて						
	(1) 間接経費（本社経費）の実態						
	間接経費（本社経費）の存在						課題意見なし
	株式会社ソーリンにおける駐車場管理業務費	P8					
	サイカパーキング株式会社における駐車場管理業務費						
	(2) 納付金算定方法の見直しについて						
3	自転車駐車場の新たな運営手法の例示について						
	(1) 指定管理業務におけるグルーピングの検討について						
	(2) 老朽化した設備などの更新に資する方策の検討について	P9					
4	一時利用料金の収受に係る内部統制（チェック体制）の改善について						
	(1) 一時利用券への日時打刻及び発券管理の状況						
	(2) 一時利用券への入退場日時打刻の徹底などについて	P10					
5	定期利用における荒川区民の定義について						
6	定期利用の承認期間について						
7	業務に利用する定期利用カードの発行管理について	P11					
8	第三者委託の事前協議について						
9	定期保守点検に関する報告について						
10	クレーム対応について	P12					
11	自転車駐車場内における放置自転車の取扱いについて						
12	センターまちや管理組合に係る情報共有について						
13	備品管理について						
	(1) 基本協定書上の情報の適時な更新について						

		頁	対応済	今後実施	検討中	その他	備考
	(2)	備品シールの貼付による貸与備品の明確化について					
		各論（自転車置場関連）	P13				
1		自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書の見直しについて					
		各論（委託業務・売却契約関連）					
1		委託業務の概要					
2		放置自転車撤去警告・指導啓発業務委託について					
	(1)	業務指示及び業務実績の適切な把握について	P14				
	(2)	委託業務の品質向上策について					
	(3)	指定管理者との連携について					
	(4)	仕様書に記載された業務内容の整理について					
3		放置自転車等の撤去業務委託について					
	(1)	撤去業務の実施日時について					
	(2)	南千住自転車保管場所に収容される自転車について					
4		三河島自転車保管場所管理・自転車等返還業務委託について	P15				
	(1)	返還率向上策の検討について					
	(2)	仕様書の業務内容と実際の業務との相違について					
	(3)	撤去報告と保管場所受入れ台数との相違について					調 研 査 究
	(4)	返還業務報告書と放置自転車手数料歳入金額との相違について					
	(5)	撤去費用免除申請書について	P16				
	(6)	海外譲与・リサイクル・売却の場合の撤去自転車管理システムへのバーコード入力について					
	(7)	三河島保管場所の期末実地棚卸しについて					調 研 査 究
5		撤去した放置自転車の売却契約について					
	(1)	契約書における消費税の記載誤りについて	P17				
	(2)	放置自転車売却契約締結に当たっての入札手続きについて					調 研 査 究
	(3)	原動機付自転車の売却について					
		48事項		29	3	13	3

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況	
総論					
1 放置自転車対策事業の見直しについて					
P21	(1) 区内の自転車利用及び放置自転車等の実態把握について	□毎年、区内駅周辺(鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域)における自転車等の放置台数の調査を実施している。	□東京都とともに実施する調査は、毎年10月頃に1回実施されるものであり、他の次期における状況は把握できない。	□荒川区では、自転車駐車場や自転車置場の整備とともに、条例に基づく放置禁止区域の指定による放置自転車の規制・撤去を精力的に進めてきた。これにより、放置自転車台数をピーク時の6,848台から873台に大きく減少させた。 □左記調査以外にも、区内における自転車等の利用実態や放置自転車等の発生状況などの調査を実施することが望ましい。 □駅周辺以外にも調査対象地域を設定すること、アンケート調査などの手法により、自転車等の利用層やその目的などを把握することも併せて検討することが望ましい。	□現在、他区と同様に、東京都への報告対応を兼ねて、駅周辺放置実態調査を毎年10月頃に実施し、放置状況の推移を把握している。今後実施予定の、新たな総合計画の策定に向けて、調査頻度や調査対象エリアを拡大し、自転車駐車場や置場の利用者へのアンケート等により、自転車の利用実態把握を適宜行っていく。
P23	(2) 民間自転車駐輪場の実態把握と施策への組み込みについて	□町屋駅周辺や南千住駅周辺においては、民間事業者による自転車駐輪場の設置が増加しており、収容台数の合計では、南千住駅東口自転車等駐車場及び町屋駅前自転車駐車場に匹敵する規模となっている。	□民間自転車駐輪場の存在は、自転車利用者に駐車スペースを供給するという点では、放置自転車対策事業の目的に合致する。また、民間自転車駐輪場の充実は、区が大規模な自転車駐車場を建設することなく、より効率的に事業の目的を達成するための手段となり得る。	□区内の民間自転車駐輪場の実態把握を網羅的に実施し、必要な場合には、一定期間の事業継続を要請するなど、区の自転車駐車場を補完する施設として位置付けることを検討することが望ましい。 □民間自転車駐車場育成補助金の補助要件について、運営継続期間を3年から10年程度に引き延ばす代わりに、補助上限額を引き上げるなど、一定期間継続して駐輪場が供給される方策を検討することが望ましい。	□今後とも、民間自転車駐車場育成補助金のPRを継続すると共に、民間自転車駐輪場の実態把握や補助金に関する要件等について、他区の動向等を調査のうえ、対応方法について検討する。
P24	(3) 三ノ輪橋駅周辺地区への放置禁止区域の指定の検討について	□三ノ輪橋駅周辺地区は、区の自転車等の駐車施設が十分に整備されている区域とは言い難いとして、放置禁止区域に指定されていない。 □小台及び荒川車庫前周辺地区には、民間自転車駐輪場を含めて自	□三ノ輪橋駅周辺は、台東区との区境であり、台東区側には三ノ輪自転車駐車場及び三ノ輪自転車置場が設置されている。また、荒川区民でも東京メトロ日比谷線三ノ輪駅を利用する際には、台東区の自転車置場を一時利用する者も多いと考えられる。このように、行政区の境をまたいで自転車利用者	□三ノ輪橋駅周辺地区については、放置自転車及び自転車利用者の実態、民間自転車駐輪場の設置状況などを調査した上で、放置防止条例第10条に定める「自転車等の駐車施設が整備されている地域」に該当するか否かについてあらためて見直し、可能な場合には台東区と協議の上、放置禁止区域	□行政区の境をまたぐ形で自転車利用者の動きが存在する状況下での取扱いについて、台東区と協議をしている。 また、都電荒川線三ノ輪橋、小台及び荒川車庫前停留所付近での暫定的な路上駐車施設の設置

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
		<p>転車等の駐車施設の設置がないため、放置禁止区域に指定されていない。</p>	<p>の動きが存在する状況において、区の自転車駐車場又は自転車置場が十分に整備されていることを放置禁止区域の指定条件とすることは合理的ではないと考えられる。</p>	<p>の指定を検討することが望ましい。</p> <p>□加えて、実態調査の結果、駐車施設が不足する場合には、暫定的な路上駐輪施設の設置可能性について検討することが望ましい。</p> <p>□小台及び荒川車庫前については、民営自転車駐車場育成補助金の積極的な広報、補助要件（収容能力）の緩和、暫定的な路上駐輪施設の設置可能性を検討し、自転車の駐車スペースの確保に努めることが望ましい。</p>	<p>可能性についても東京都交通局とともに検討を進めている。</p>	
P26	<p>(4) 新たな総合計画の策定について</p>	<p>□平成12年5月に策定された「荒川区自転車等の駐車対策に関する総合計画」の対象期間が終了して、既に5年が経過している。</p>	<p>□区内の自転車利用や放置自転車に関する環境は大きく変化している可能性が高い。また、区の駐車施設の整備状況も大きく異なっている。</p>	<p>□前述の実態調査を実施した上で、各地区の課題をあらためて整理し、自転車駐車場の確保策や対策事業の計画を策定することが望ましい。</p> <p>□日暮里駅周辺地区における課題（自転車駐車場の利用率低迷や一定程度の放置自転車の存在）への対応策、民間自転車駐輪場の位置付け、自転車駐車場の新たな管理運営手法の検討状況などを織り込んだものとする必要がある。</p>	<p>□これまで、前総合計画で設定した目標が未達成のため、この達成に向けて継続する形で取り組んできているが、今回の意見を踏まえ、近年における諸課題にも対応した新たな総合計画の策定に向けた検討を進めている。</p>	
2 発生主義ベースでのコスト分析						
(1) 自転車駐車場の管理運営業務に係るコスト						
P28	<p>区全体の負担額</p>	<p>□自転車駐車場の管理運営のために要した区の負担額 (総額) 58,223千円 (収容台数1台あたり) 13,905円</p>	課題・意見なし			

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

P30	<p>指定管理者が負担するコストも含めた総コスト (自転車駐車場単位)</p>	<p>指定管理者が負担するコストも含めた総コスト (総額) 南千住：30,087千円 町屋：49,917千円 日暮里：71,281千円 (収容台数1台あたり) 南千住：19,925円 町屋：35,478円 日暮里：56,126円</p>	課題	意見	対応状況	
P31	<p>減価償却費の算定基礎と今後の固定資産台帳の整備・運用に向けて</p>	<p>南千住駅東口及び日暮里駅前各自転車駐車場は道路資産であり、公有財産台帳への記載がないため、一部写しが保存されていた関連資料から取得価額を把握した。</p>	<p>耐用年数の異なる固定資産ごとに取得価額を把握することができない。(例えば、ラック設置工事費は、より耐用年数の長い建物の建築費に包含されていると推測される。) 自転車駐車場ごとの情報の差が、減価償却費に差を生じさせたと考えられる。</p>	<p>新公会計制度の適用に向けて整備を進めている固定資産台帳については、取得価額情報を記載するのみならず、一つの施設に関して、空調や電気・排水設備、その他の器具備品などについて、どの程度まで詳細に区分し固定資産として認識するのか、全庁的に水準を統一する必要がある。 過去の情報については対応に限度があるが、適切な固定資産台帳への登載を図ることが必要である。</p>	<p>引き続き、新公会計制度の適用に向けて、固定資産台帳の整備を進めていく。</p>	<p>対応済み</p>
P34	<p>(2) 自転車置場の管理運営業務に係るコスト</p>	<p>自転車置場の管理運営のために要した総コスト (総額) 30,513千円 (収容台数1台あたり) 8,422円 登録手数料収入を差し引いた区の実質的負担額 (総額) 17,293千円 (収容台数1台あたり) 4,773円</p>	課題	意見なし		

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況	
P35 (3) 放置自転車等の撤去・返還業務に係るコスト	<input type="checkbox"/> 撤去・返還業務に係るコスト (総額) 42,971千円 (撤去台数1台あたり) 5,159円 <input type="checkbox"/> 返還手数料収入及び売却代金収入を差し引いた区の実質的負担額 (総額) 22,173千円 (収容台数1台あたり) 2,662円	課題・意見なし			
3 利用料金及び手数料の適時な見直しについて					
(1) 自転車駐車場利用料金					
P39 定期利用料金	<input type="checkbox"/> 定期利用に係る利用料金の試算値(全自転車駐車場合算) 2,146円/月	<input type="checkbox"/> 現行の定期利用に係る利用料金(荒川区民:自転車)は2,000円/月であり、試算値と比べて7%程度割安となっている。	<input type="checkbox"/> 今後、この乖離率が増大するようであれば、利用料金の見直しを図ることも必要である。 <input type="checkbox"/> 今回は、一定の仮定に基づく試算であることから、今後、精緻化を図り、コストの実態を適宜把握するとともに、コスト情報に基づく利用料金の試算を定期的に行い、適切な利用者負担率の維持を図ることが望ましい。 <input type="checkbox"/> 特に、平成29年4月に予定されている消費税率の引上げが実施された場合、利用料金への転嫁の要否を検討する必要がある。 <input type="checkbox"/> 利用料金水準を見直す際には、過去情報であるコストの実績値を基礎としながらも、将来的な設備更新や大規模改修工事の要否を見込んだ上で判断する必要がある。	<input type="checkbox"/> 平成29年4月に予定されている消費税率の引上げを見据え、コスト情報に基づく利用料金の定期的な試算とともに、将来的な設備更新や大規模改修工事の可能性判断に努めていく。	対応済み
P40 一時利用料金	<input type="checkbox"/> 一時利用に係る利用料金の試算値(全自転車駐車場合算) 70円/回	<input type="checkbox"/> 現行の一時利用に係る利用料金(8時間以内)は100円/回であり、試算値と比べて4割程度割高となっている。	<input type="checkbox"/> 2時間以内の利用が無料であることを踏まえると、著しく割高とは言い切れない。 <input type="checkbox"/> 今回は、一定の仮定に基づく試算であるこ	<input type="checkbox"/> 引き続き、コストの実態把握とともに、コスト情報に基づく利用料金の定期的な試算に努めて	対応済み

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
				とから、今後、精緻化を図り、コストの実態を適宜把握するとともに、コスト情報に基づく利用料金の試算を定期的に行い、適切な利用者負担率の維持を図ることが望ましい。	いく。	
(2) 自転車置場登録手数料						
P41	定期利用に係る登録手数料	□定期利用に係る登録手数料の試算値 6,000円/年	□現行の登録手数料(荒川区民)は3,300円/年であり、試算値と大きな乖離が生じている。	□適切な利用者負担率の維持の観点から、迅速に登録手数料の見直しを図ることが必要である。	□置場の手数料は、登録手続きに要する手数料と位置付けており、利用料金とは異なるものと認識している。見直しについては、近隣区の手数料額と大きく乖離していないことから、その動向を見つつ検討していく。	検討中
P42	一時利用料金	□一時利用料金の試算値 16円/回	□現在、一時利用に関しては登録手数料などの徴収は行われていない。	□コストの実態を精査するとともに、実現可能な料金徴収方法も含めて、有料化の適否について迅速な検討が求められる。	□置場の一時利用に当たり、登録は不要であるため、手続きにかかる手数料は徴収していない。有料化については、料金徴収に伴う人件費等がかかることから、費用対効果の観点も含めて検討していく。	検討中
P42	(3) 放置自転車等の撤去手数料	□前述の試算より撤去1台あたりのコストは5,159円であり、現行の撤去手数料(自転車)の5,000円と比べると、かかったコストの概ね全額を請求していることとなる。	□撤去台数に対する返還台数の割合は、38.2%と低い水準にある。 □所有者が撤去された放置自転車の返還を求めない限り、撤去手数料は徴収できないため、結果的に、年間22,173千円の区の負担が生じている。 □自転車価格の下落に伴い、撤去手数料の水準が、所有者が返還を申し出る際のハードルとなっている可能性もある。	□撤去手数料を一定割合低下させた場合に、どの程度、返還率に影響を与えるのか返還率の料金弾力性を検討し、返還率の向上に資するような撤去手数料の水準に適宜見直すことが望ましい。	□原因者負担の原則からしても手数料額を単純に引き下げることには問題が残る。返還率の向上に向けては、返還率の高い自治体の取組みを参考とするなど、対応を図る。なお、放置禁止区域外での陳情撤去分を除いた実質的な返還率は、48%である。	検討中
P43	(4) 利用料金及び手数料の適時な見直しについて	□コスト情報に基づく利用料金及び手数料の試算は、あくまでコスト面から、一定の利用者負担率を求めるものであり、行政サービス	□地方公共団体も、一定の限られた財源の中で事業を実施する経済主体である以上、コスト計算を無視した行政運営は想定できない。	□新公会計制度においては、発生主義ベースでのコスト情報が、適時に入手可能となるはずであるが、その際には、主要な事業ごとに、区職員の人件費や事業ごとの減価償	□行政運営において、かかるコスト情報を基に、利用料金の妥当性を探求していくことは重要である。しかし、一方で、近隣区	検討中

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
		の料金は、コスト面のみならず、利用者の需要量やその他の政策的な効果なども考慮して決定されるものである。		却費も含めたコスト情報を入手できるよう、事業区分を適切に設定する必要がある。 □また、コスト情報を作成する枠組みだけではなく、これを用いて、コスト面から見たあるべき利用料金収入を適宜算定し、定期的に、これを見直す運用があつて初めてコスト情報が生きることになる点、あらためて留意が必要である。	との均衡や行政サービスの視点も考慮する必要がある。昨今、民間駐輪場の整備も広がるなど、自転車駐車場等の在り方も転換期を迎えつつある中で、改めて、利用料金について検討を進めていく。	
4 利用料金に係る消費税の取扱いについて						
P44		□平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられたが、これに関連する自転車駐車場の利用料金への反映などは行われていない。	□消費税が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえると、消費税率引上げに伴い、本来は、利用者に対して、円滑かつ適正に転嫁されるべきである。	□消費税率の引上げに伴う指定管理者の収支や区の財政負担への影響額を試算するなどして、指定管理者の負担の程度や、適切な利用者負担率の確保などの観点から、利用料金への反映の適否について、速やかに検討することが望ましい。	□指定管理者の負担の程度、他区の動向等を捉え、利用料金への反映の適否について、全庁的な議論をしていく。	検討中
各論（指定管理業務関連）						
1 指定管理業務の概要						
P46	(1) 業務の範囲	□利用の承認及び不承認に関する業務 □利用料金の収受、減額及び還付に関する業務 □利用承認の取消し等に関する業務 □維持管理に関する業務 □上記のほか、区長が必要と認める業務	課題・意見なし			
P46	(2) 事業計画書及び事業報告書など	□提出が義務付けられている事業計画書、半期報告書及び事業報告書については、各指定管理者より提出されている。	課題・意見なし			
P47	(3) 施設の利用状況	□南千住駅東口自転車等駐車場については、周辺民間自転車駐輪場との競合により、定期利用登録者数及び一時利用者数ともに減少傾向にある。 □センターまちや自転車駐車場については、定期利用登録者数及び一時利用者数と		□日暮里駅前駐車場については、抜本的な対策を立てるべき時期にきているものと考えられる。	□日暮里駅前駐車場は、これまで日暮里駅周辺における放置自転車対策の中核施設として放置自	検討中

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
		<p>もに堅調であるが、一部周辺民間自転車駐輪場との競合の影響が出てきている。 <input type="checkbox"/>日暮里駅前自転車駐車場については、日暮里舎人ライナーの影響や認知度不足などにより、定期利用登録率の低さが顕著である。</p>			<p>転車の削減(H18:754台 H26:102台)を牽引してきた。ただし、他の自転車駐車場と比べ、稼働率が低いことから、これまで、出入口へのアーチ型看板の新規設置によるPRや日暮里サニーホールと連携した駐輪対策等、新たな利用者獲得に向けた取組みに努めている。引き続き、指定管理者と共に、より良い施設運営のための抜本的な対策を検討していく。</p>	
<p>(4) 収支状況</p>						
P49	収支状況の推移	<p><input type="checkbox"/>南千住駅東口自転車等駐車場については、毎年度、プラスの収支差額を計上しているが、駅周辺の民間自転車駐輪場の増加などに伴い、収入合計は減少傾向にある。 <input type="checkbox"/>センターまちや自転車駐車場については、利用者数は堅調であるものの、駅周辺の民間自転車駐輪場との競合などの理由により、収入合計は減少傾向にある。 <input type="checkbox"/>日暮里駅前自転車駐車場については、マイナスの収支差額が常態化している。</p>		<p><input type="checkbox"/>日暮里駅前駐車場については、利用率の向上による増収策を図る以外、収支状況の好転は望めないものと考えられる。</p>		
P51	平成25年度における収支状況	<p><input type="checkbox"/>平成25年度における各自転車駐車場の決算状況は以下のとおり。 (南千住) 収入: 34,119千円 支出: 26,966千円 収支差額: 7,153千円 (町屋) 収入: 42,519千円 支出: 40,495千円 収支差額: 2,023千円 (日暮里) 収入: 21,414千円 支出: 28,495千円 収支差額: 7,081千円</p>		<p>課題・意見なし</p>		
<p>2 納付金算定方法の見直しについて</p>						
<p>(1) 間接経費(本経費)の実態</p>						
P54	間接経費(本経費)の存在	<p><input type="checkbox"/>各指定管理者から提出された決算書において、間接経費(本経費)の給与や通信費などの本経費が、支出合計額に占める割合</p>		<p>課題・意見なし</p>		<p><input type="checkbox"/>本経費については、全庁的な課題として検討していく。 また、納付金についても、そのあり方を検討していく。</p>
P55	株式会社ソーリンにおける駐車	<p><input type="checkbox"/>南千住東口及び日暮里駅間の各自転車駐車を指定管理している株式会社ソーリンが</p>	<p><input type="checkbox"/>平成25年度の決算においては、財政的な影響はないが、収支状況によっては、区へ</p>			

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
	場管理業務費	は以下のとおり。 南千住：21.8% 町屋：15.8% 日暮里：20.2%	駐車場管理業務費として計上している本社経費の割合は、当該業務に従事する社員数や従事時間数などを根拠に設定しているものではなく、指定管理者制度を採用する以前の決算情報を参考に設定している。	の納付金に影響を与えるおそれもあるため、今後、指定管理者からの収支報告について、より慎重に検証する必要がある。		
P56	サイカパーキング株式会社における駐車場管理業務費		□センターまちや自転車駐車を指定管理しているサイカパーキング株式会社においては、全社的に業務ごとの支出総額に占める本社経費の割合を算出した上で、当該業務についても同程度の割合を本社経費として計上している。			
P57	(2) 納付金算定方法の見直しについて	□指定管理者は、利用料金を自らの収入として自転車駐車を管理運営し、それに要した支出を差し引いた額が、原則として指定管理者の利益となる。ただし、当該収支差額の全額を指定管理者の利益とするのではなく、指定管理者が提案した納付額を区に納付する制度としている。また、収支差額が提案した納付額を超過した場合には、超過分の50%を加算して納付することとしている。	□納付額が、収支差額の多寡に応じて変動する枠組みとした場合には、収支差額の正確性もしくは妥当性をどのように担保するかが問題となる。	□収支差額の多寡に応じて納付額が変動する制度を継続するのであれば、本社経費の対象とする経費の範囲や支出総額に占める限度額などについて、事前に指定管理者に明示し、これに沿った本社経費の計上を求めることが必要である。 □本社経費を定義したとしても、仮定に基づく配賦計算を伴う以上、恣意性を完全に排除することはできず、その妥当性の検証も煩雑さを増す。このため、次期指定期間においては、現行制度を廃止し、納付額を固定することについて、その適否を検討することが望ましい。		
3 自転車駐車の新たな運営手法の例示について						
P59	(1) 指定管理業務におけるグルーピングの検討について	□南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車の指定管理業務については、業務の内容に大差はないものの、利用状況の違いにより収支状況に大きな差が生じている。	□現行の指定管理者が計上している収支差額の水準が、当該指定管理業務への参入判断の一つの指標となり得るため、日暮里駅前自転車駐車のよう、マイナスの収支差額が常態化している場合には、事業者の参入意欲をそぐこととなり、十分な競争がなされないおそれもある。	□複数の自転車駐車を一つの指定管理業務としてグルーピングした場合のメリットとデメリットを整理した上で、その適否を検討することが望ましい。	□4施設一括または2施設ずつ（南千住&日暮里、まちや&三河島）のグルーピングによる指定管理について、30年度からの実施に向けた検討を進めていく。	今後実施

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
P61	(2) 老朽化した設備などの更新に資する方策の検討について	□南千住駅東口自転車等駐車場は開設以来12年が、センターまちや自転車駐車場は開設以来18年が経過しており、出入口ゲートシステムや自転車用ラックなどの老朽化が目立つようになっている。	□指定管理者側にしてみた場合、老朽化した設備を前提として、手作業を含めた管理運営とともに利用者増加を図らなくてはならないが、これが解消されるためには、区の財政負担が必要となる。また、区の財政措置がなされるまで、このような状況が継続することは、利用者にとっても望ましいことではない。	□適時に老朽化した設備などの更新に資する方策を柔軟に検討することが必要である。例えば、指定管理業務の実施に必要な備品や設備機器などを購入した場合には、その経費を納付金から控除することを認める運用とすること、指定管理者選定時に、自転車駐車場の管理運営から稼得した利益を備品などの購入に充当する提案を認めることなどが考えられる。	□センター町屋については、27年度より、ラックや出入口ゲートシステムの更新を図ることとしている。他の自転車駐車場での更新についても検討していく。	対応済み
4 一時利用料金の収受に係る内部統制(チェック体制)の改善について						
P64	(1) 一時利用券への日時打刻及び発券管理の状況	□南千住駅東口及びセンターまちの各自転車駐車場においては、一時利用券への打刻と利用料金の徴収を係員の手作業で行っている。	□センターまちや自転車駐車場においては、利用開始日時及び終了日時の打刻が必ずしも徹底されておらず、一時利用券から利用時間が判断できないものが散見された。退場時に利用時間を確認し、所定の利用料金を徴収しているとのことであるが、事後的な確認が困難な状況である。 □南千住東口自転車等駐車場及びセンターまちや自転車駐車場においては、一時利用券の連番管理が行われていないため、発券枚数を正確に把握できない状況である。 □現状のチェック体制においては、以下のリスクが存在すると言える。 ・利用料金の金額錯誤 ・利用料金の徴収漏れ ・徴収漏れが発生した場合にこれを把握できないリスク	□利用料金を正確かつ網羅的に徴収するためには、利用料金の徴収漏れを防止または適時に発見できる仕組みを構築することが必要と考える。例えば、発券枚数の明確化、一時利用券への日時打刻の徹底、利用料金徴収済みの一時利用券への収受印押印又は領収書の発行などの方策が考えられる。 □指定管理者の内部事務に係る不備の有無や、利用者の不正利用の有無を判断する端緒とするため、定期的なモニタリングの実施により、一時利用券の回収状況や回収率の推移などを把握することが望ましい。	□平成27年3月末までに、各自転車駐車場において、一時利用券の改善は対策済みである。	対応済み
P64	(2) 一時利用券への入退場日時打刻の徹底などについて					
5 定期利用における荒川区民の定義について						
P67		□自転車駐車場の定期利用に係る利用料金は、「荒川区民」と「区民以外」で区分されており、「区民以外」は「荒川区民」の2倍の金額に設定されている。	□荒川区内に事業所を有する法人からの申請に基づき、事業所を単位として定期登録を承認し、当該区内事業所に置いてある自転車を不特定の従業員が使用するものとして、「荒川区民」の区分で、法人事業所に対	□日暮里駅前自転車駐車場は利用率が低く、その積極的な利用を、より促進するためにも、需要があるのであれば、事業所単位での定期利用登録を認めることも、十分、考えられるところであるが、その場合には、	□平成27年5月より、区内事業所の保有する自転車を不特定の従業員が使用する場合の事業所単位での登録について、指定管理者による窓口での案内・周知	対応済み

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況
	<p>□駐車場条例及び同施行規則において、定期利用の利用対象者は定められているが、利用料金の区分である「荒川区民」については特段の定めがない。ただし、通常は荒川区の区域内に住所を有する者を「荒川区民」とすると解される。</p>	<p>して登録台数分の利用料金を徴収している事例があった。 本件事例は日暮里駅前自転車駐車場におけるものであり、事業者からの申し出に基づいて、指定管理者が、法人単位での「荒川区民」での料金区分での利用を認めたものである。また、区としても取扱いを認めているものである。</p>	<p>事業所単位での定期利用登録自体を制度化することを検討する必要がある。区内4か所の自転車駐車場の利用状況を踏まえて、事業所単位での登録を認める自転車駐車場を定めた上で、登録を認める場合の要件を明確にするとともに、利用者に周知することが望ましいものとする。</p>	<p>を図っている。</p>
6 定期利用の承認期間について				
P69	<p>□定期利用の承認期間については、駐車場条例施行規則において、年度単位で承認を行うことが原則とされている。また、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、承認期間を更新することができるものとされている。</p>	<p>□各自転車駐車場の窓口においては、年度末に近い2月や3月に、3か月及び6か月の利用期間の承認がなされている。しかし、特段、区長の承認を得る手続きはとられていない。</p>	<p>□現状、年度をまたぐ期間の利用申請であっても、特段、他の期間との差を設けずに承認がなされているが、特段、これによる弊害は発生しておらず、当該運用は合理的なものとする。ただ、年度をまたぐ期間の承認の際に求められる、区長の承認行為との整合性だけが課題である。このため、現状の運用に沿った形にて駐車場条例施行規則を改正するか、もしくは、年度をまたぐ承認について、包括的に区長の承認を得るような運用とするなど、規則と実際の運用との間に、齟齬が生じないような方策を検討する必要がある。</p>	<p>□運用基準により、現状との整合性を図った。</p>
7 業務に利用する定期利用カードの発行管理について				
P71	<p>□利用者の入退場以外にゲートを開放しなければならない場合などに用いるため、定期利用カードを業務用に発行し、保管している。 南千住：2枚 町屋：4枚（2枚に変更済） 日暮里：1枚</p>	<p>□必要最低限を超えるカードを発行した場合には、社員の不正利用、紛失、盗難などの可能性が高まるおそれがある。</p>	<p>□あらためて必要枚数を見直すとともに、管理簿を作成するなど、その管理状況を明確にする仕組みを構築すべきものとする。</p>	<p>□センター町屋自転車駐車場では、平成26年8月に、業務用カードの発行を4枚から2枚に改めた。</p>

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況	
8 第三者委託の事前協議について					
P73		<p>□事業の品質確保の観点から、指定管理者が第三者に業務を委託できる範囲を、清掃、機器の保守点検などに限定するとともに、第三者に業務を委託する際には、年度当初に締結される年度協定書の締結時に、区の承諾を受けることとしている。</p>	<p>□平成25年度においては、南千住駅東口、センターまちや及び日暮里駅前の各自転車駐車場について、第三者への業務委託に係る事前承諾が得られていなかった。</p>	<p>□今後、事前承諾手続の徹底を図る必要がある。</p>	<p>□指定管理者に対して、事前承諾手続の徹底を図るよう指導した。</p> <p>対応済み</p>
9 定期保守点検に関する報告について					
P74		<p>□年度協定書において、年度の半期終了後に、事業実施報告、職員勤務状況とともに施設点検報告を行うこと、年度終了後に設備点検報告書を含む事業報告書を提出することが定められている。</p>	<p>□施設点検報告書は提出されていたものの、南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場に係る報告書は、点検実施日及び実施内容の記載のとどまるものであった。なお、点検業者から指定管理者に提出されている完了報告書には、ボルトなどの調整を行ったこと、未対応の錆の情報などが写真付きで記載されていた。</p>	<p>□左記のような点検業者から指定管理者に報告された情報は、財産の現状を把握し、将来的な施策に係る意思決定に資するものであるため、今後、指定管理者から区へ提出される点検報告書に含めることが望ましいと考える。</p>	<p>□27年4月より、点検時における特記事項欄を設けるなど、財産状況がより具体的に把握できるよう報告書様式を見直した。</p> <p>対応済み</p>
10 クレーム対応について					
P75		<p>□基本協定書において、指定管理者は業務の実施に当たり、利用者及び近隣住民などから苦情を受けた場合は、速やかに対応し、苦情の解消に努めなければならないと規定されている。また、指定管理者は、苦情への対応及び処理の経過などを記録し、区はその報告を求め、必要に応じて調査を行うことができるとしている。</p> <p>□南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場については、クレームを含め、各種トラブルの発生及び問い合わせがあった場合に</p>	<p>□自転車駐車場に関して生じている問題を適切に把握するためには、現場担当者から指定管理者の本社への報告だけでなく、利用者や近隣住民が、直接、指定管理者の本社へ問い合わせることができる窓口を設けることが必要である。この点、南千住駅東口及び日暮里駅前の各自転車駐車場においては、問合せセンターを設置しているものの、その連絡先の掲示がなされていなかった。</p>	<p>□各自転車駐車場に、問合せセンターの連絡先を掲示する措置を講ずることが必要なものとする。</p>	<p>□平成26年8月に、指定管理者は問合せセンターの問い合わせ先を掲示した。</p> <p>対応済み</p>

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
		は、現場担当者が報告書を作成し、指定管理者の本社に報告している。なお、平成25年度の報告件数は、数件程度であった。				
1.1 自転車駐車場内における放置自転車の取扱いについて						
P76		□指定管理業務の仕様上、自転車駐車場内に不正利用と思われる自転車が存在した場合、一定の条件に該当すれば、指定管理者はそれを撤去することが可能とされている。	□左記のとおり撤去が可能であることについて記載されているが、詳細な取扱いについては定められていない。また、路上で放置された自転車とは異なり、三河島自転車等保管場所には移動せず、指定管理者が直接廃棄する対応が採られている。	□各自転車駐車場内に放置された自転車について、他の区有施設内駐輪場の放置自転車と同様の撤去ルートとすることを検討する必要がある。それにより、指定管理者により廃棄されている自転車を売却対象とすること、また、利用者に対し取扱いの公平性を担保することが可能となる。	□平成27年4月より、一般的な放置自転車と同様の撤去ルートとしている。	対応済み
1.2 センターまちや管理組合に係る情報共有について						
P78		□センターまちや自転車駐車場においては、区分所有者である区が管理組合に対し支払う必要がある負担金を、指定管理者であるサイカパーキング株式会社が、自転車駐車場利用料金を財源として支出している。なお、センターまちや管理組合の総会には、同じくセンターまちや内に設置されているムーブ町屋を所管する区民課の担当者が出席している。	□センターまちや管理組合の総会において、「将来における負担金の負担増加の可能性の有無等に関する情報」などの重要事項が示された場合には、区民課から交通対策課へ情報提供が行われるよう申し合わせている。なお、これまでそのような事例はない。	□センターまちや自転車駐車場に係る収支管理を行う上で重要な情報については、引き続き、区民課と交通対策課との間において、組織横断的な情報共有を行い、収支管理の合理性を確保すべきものとする。	□今後とも、区民課との情報共有を積極的に行っていく。	対応済み
1.3 備品管理について						
P80	(1) 基本協定書上の情報の適時な更新について	□自転車駐車場建設時に施設と一体として調達された備品などであるため、区の「共用備品一覧表」に記載のないものがあった。 □備品などが経年劣化などにより業務実施の用に供することができなくなった場合、区は、必要に応じて当該備品などを購入または調達することとされているが、新規に調達されていないものが一部存在した。		□区が新たに購入した備品については、「供用備品一覧表」に搭載するとともに、覚書もしくは変更協定書などを締結し、基本協定書に記載された貸与備品などの規格を変更する必要がある。一方、指定管理者が区との協議の結果、自己の財源にて代替品を購入した場合には、基本協定書上の貸与備品リストから削除する必要がある。	□27年4月に、協定書上の備品情報の更新を図った。	対応済み

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
				<p>□破損した状態のまま修繕などを行わず、今後も使用することができない状態が継続するのであれば、廃棄処分を行い、共用備品一覧表にも反映させるとともに、基本協定書上の貸与備品リストからも削除することを検討する必要がある。</p>		
P81	(2) 備品シールの貼付による貸与備品の明確化について	<p>□指定管理者に無償貸与されている備品などのうち、自転車駐車場の開設時に初度調弁されたものについては、施設と一体で購入されたものとして公有財産の一部に包含されることから、区の財産管理上、備品としての取扱いはなされない。このため、共用備品一覧表にも記載されず、固有の備品番号にも付与されないとともに、区の様式による備品シールも作成対象とならない。</p>	<p>□初度調弁された備品などについても、区の財産であることに変わりはなく、通常の備品と同様に管理することが望まれる。</p>	<p>□現状、区の備品に該当するものについては、区から配布された備品シールの貼付対象となるが、初度調弁された備品などについても、独自の様式にて備品シールを作成・貼付することにより、指定管理者所有の備品と明確に区分し、管理することが望まれる。</p>	<p>□27年4月より、初度調弁された備品についても、指定管理者所有の備品と明確に区分できるよう、備品シールによる管理に改めた。</p>	対応済み
各論(自転車置場関連)						
1 自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書の見直しについて						
P83		<p>□登録手数料は、登録日から年度末日までの期間として、荒川区民が3,300円、区民以外が6,600円と定められているが、一定の要件に該当する者については、登録手数料を減額もしくは免除することができることとされている。その際、減免を希望する者は、所定の「自転車置場等利用登録手数料減額・免除申請書」を提出することとされている。</p>	<p>□14件のサンプル調査の結果、利用登録申請書は全員から提出を受けていたものの、減免申請書については、6件の提出のみであった。ただし、減免申請書の提出がなされていないものの中には、生活保護を証する書面の写しが添付されているものや、減免条件に該当することを確認した旨のコメントが付記されているものもあり、必ずしも減免審査自体が行われていないものではない。</p>	<p>□減免申請書の内容は、利用登録申請書の内容と重複しているため、事務の効率化及び利用者の利便性の観点から、今後、規則を改正し、減免申請書を利用登録申請書に統合することを検討することが望ましいと考える。また、減免条件に合致しているか否かを確認できる書面は想定できることから、申請書にあらかじめ各書面の名称を記載しておき、確認した際にはこれにチェックする運用とするなど、改善することが望ましいと考える。</p>	<p>□平成27年5月、減免申請書を廃止し、利用登録申請書兼減免申請書の様式を新設した。</p>	対応済み

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
各論（委託業務・売却契約関連）						
1 委託業務の概要						
2 放置自転車撤去警告・指導啓発業務委託について						
P86	(1) 業務指示及び業務実績の適切な把握について	□区では、駅周辺などで自転車等の利用者に対し、放置防止の呼び掛けや放置自転車等の整理をシルバー人材センターに委託している。	□シルバー人材センターは毎月の業務完了後、自転車等放置防止・指導啓発業務実施日数報告書を区長に提出しているが、業務を実施する各駅の午前または午後において、業務を実施したか否かが記載されているのみで、実際の業務内容及び投入人員が記載されていない。	□指導員が放置自転車に対して撤去警告札を貼付し、自転車利用者に対して指導啓発などを行う本件業務においては、指導員の人員数自体が業務の効果に比例する可能性が高い。また、区の所管課が現地にて委託業務の成果を確認する機会は少ないことから、現状の方式により、委託業務が適切に遂行されていることを確認できているとは言い難い。今後、配置人員数、業務ごとの実施結果、課題などを区に報告する運用とし、委託業務の状況を適切に把握する必要がある。	□平成27年4月より、シルバー人材センターに対して、業務実施の有無に加え、業務内容及び投入人員等の報告を求めている。	対応済み
P87	(2) 委託業務の品質向上策について	□シルバー人材センターの職員は、日々、熱心に仕事に取り組んでいる方々がほとんどであるが、区民からは、もっと効率よく自転車を整理すべき、一部職員の仕事が不十分である、挨拶がないなどの声が上がっているとのことである。こうした中で、平成26年3月に区とシルバー人材センターとで研修会を共同開催し、業務内容の再確認を行うなど、会員の意識啓発に努めている。	□シルバー人材センターに対し、業務の質の向上策を更に求めるべきである。仮に、シルバー人材センターの体制では、自前で研修や現場管理などを行うことが困難ということであれば、自転車駐車場周辺エリアについては、各指定管理者に放置自転車撤去警告・指導啓発業務を委託し、その要員は、シルバー人材センターから雇用すること条件とすることも考えられる。	□引き続き、シルバー人材センターとの研修会の共同開催を継続し、更なる業務の質向上を求めていく。また、地区ごとの事業成果や課題についても、情報交換の場を設定していく。	対応済み	
P88	(3) 指定管理者との連携について	□自転車駐車場の指定管理者と、周辺で撤去警告や指導啓発業務を行っているシルバー人材センターとの間において、特段の連携はなく、定期的な情報交換の場も設置されていない。	□今後、区、自転車駐車場の指定管理者及びシルバー人材センターとの間において、定期的な情報交換や連携策を検討する場を設置し、効果的な事業実施を図ることが望ましい。	□27年5月、自転車駐車場の指定管理者とシルバー人材センターの実務責任者同士による情報交換を行った。以後、定期的に継続する。	対応済み	
P88	(4) 仕様書に記載された業務内容の整理について	□仕様書に記載されている「放置自転車等撤去業務の作業」については、現実にはシルバー人材センターは実施しておらず、区も求めている。	□仕様書は、契約書の一部を構成するものであるため、実施が想定されない業務については、削除することが望ましい。	□27年度契約より、仕様書の一部を見直した。	対応済み	

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	対応状況		
3 放置自転車等の撤去業務委託について						
P92	(1) 撤去業務の実施日時について	□現状では、平日のみ撤去が行われており、平日夜間の撤去が週1回行われている。	□放置自転車の状況にもよるが、平日の夜間撤去や休日撤去を実施することに啓発的効果があると考えられることから、費用対効果を考慮した上で、夜間撤去の回数の増加や、年に数回程度は、休日の撤去業務を実施することについても検討することが望ましい。	□夜間撤去の回数を増加した。 休日撤去については、年に数回程度の実施を検討する。	対応済み	
P92	(2) 南千住自転車保管場所に収容される自転車について	□南千住自転車保管場所に収容される自転車は以下のとおり。 区役所やその他の区施設の駐輪場に長期間に渡って放置されていて所有者が現れず、引き取り手のない自転車 公園やひろばなどに長期間に渡って放置されていて、所有者が現れず、引き取り手のない自転車で、道路公園課により持ち込まれたもの 放置禁止区域外に放置されていて、苦情・通報などにより区職員が警告したにもかかわらず、1週間経過してもなお所有者が現れず、同じ状況のままの場合に撤去した自転車で、自転車として利用することが難しいもの、かつ防犯登録がされていないか、番号が読み取れないもの	□左記 については条例に基づき撤去しているが、及び については、各施設からの依頼に基づくものである。今後、条例の枠内に含めて運用するか、別途、明確な根拠規定を定め運用すべきと考える。	□条例の枠内での運用としていく。	対応済み	
4 三河島自転車保管場所管理・自転車等返還業務委託について						
P97	(1) 返還率向上策の検討について	□平成25年度における自転車及び原動機付き自転車の撤去台数、返還台数及び返還率は以下のとおり。 撤去台数：8,405台 返還台数：3,211台 返還率：38.2%	□平成22年度より返還時間を午後8時まで延長したことにより、返還率の回復がみられるが、23区平均(平成24年度において57.7%)と比較すると、依然として低い率となっている。	□撤去手数料の弾力性を検討するだけではなく、他区の返還業務の実施体制などを参考に、区における放置自転車の発生要因などの実態を把握した上で、返還率の向上策を検討する必要がある。	□返還率の向上に向けては、返還率の高い自治体の取組みを参考とするなど対応する。 なお、放置禁止区域外での陳情撤去分を除いた実質的な返還率は、48%である。	検討中
P99	(2) 仕様書の業務内容と実際の業務との相違について	□仕様書 1)「保管所への搬入可能台数を撤去日の午前9時までに電話で区に報告する」については、現状としては、保管場所が一杯の状態にならないと報告はしないとのことであり、最後に報告したのは平成23年の秋頃である。 □仕様書 3)「撤去自転車管理システムによる自転車等保管台帳の作成及び区への転送を行う」については、現状としては、システム入力前に手書きの台帳を作成しており、撤去日翌日には手書きの台帳を区へ送付している。 □仕様書 10)「業務遂行中は事故防止のため、必要に応じてヘルメットを着用する」については、現状としては、ほとんどの場合ヘルメットを着用することは	□仕様書 1)及び 3)については、実態に合わせて仕様書の記載を変更すべきである。 □仕様書 10)については、保管場所が線路の高架下ということもあるため、どういった場合に着用を義務付けるか、区と委託業者との間で整理し、合意しておくことが望ましい。	□仕様書の記載内容を変更した。	対応済み	

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
		ないとのことである。				
P99	(3) 撤去報告と保管場所受入れ台数との相違について	□ 鈴村梱包運輸株式会社から報告を受けた撤去受入台数と有限会社諏訪運送店の撤去報告台数を比較したところ、大きな差異は検出されなかった。		□ 撤去・運搬業務と保管場所管理・返還業務を別々の業者に委託しているが、一連の流れから考えると同一の業者に委託する方が効率的とも考えられる。今後、費用対効果を考慮して検討することが必要である。	□ 撤去・運搬業務と保管場所管理・返還業務は、別の業務であり、一括して出来る業者は限られる。費用対効果の観点とともに、区内業者の活用を妨げない対応可能性について、今後調査研究していく。	その他 (調査・研究)
P100	(4) 返還業務報告書と放置自転車手数料歳入金額との相違について	□ 撤去費用を徴収した放置自転車等を対象として、鈴村梱包運輸株式会社から報告を受けた収納金額と区の調定額総額とを照合したところ、鈴村梱包運輸株式会社の記載漏れにより7,500円の差異が生じていた。		□ 区の歳入処理には問題はないが、今後は、委託業者から提出される報告書の記載漏れに注意し、内容を確認することが必要である。	□ 記載漏れの防止策として、日々のチェックと共に定期的なチェックを行っている。	対応済み
P101	(5) 撤去費用免除申請書について	□ 平成25年4月の撤去費用免除申請書を確認したところ、撤去費用免除申請書には特に理由が書いておらず、放置自転車等返還申請書の備考欄に荒川区の職員に確認してその他の免除で返還するとのコメントが記載されているものが複数見受けられた。 その他の免除として認められるケースとしては、遠方で自転車の盗難にあったことに被害者が気付いておらず、被害届が提出されたのが遅れる場合、警察署に行ったが防犯登録番号が分からないためすぐに被害届を受け付けてもらえず、翌日以降になって受理される場合、自転車置場の利用料を支払っていたもののシールを貼付しておらず撤去されてしまった場合などが考えられるとのことである。		□ あくまでもやむを得ない場合に限り、処理自体には問題ないと思われるが、証跡として、どのような理由から免除されているものかを、返還時に明確に記入する運用とすることが必要である。	□ 返還時における免除理由を具体的に明記している。	対応済み
P102	(6) 海外譲与・リサイクル・売却の場合の撤去自転車管理システムへのバーコード入力について	□ 海外譲渡・リサイクル・売却の場合の撤去自転車管理システムへのバーコード入力については、区の職員がバーコードを回収し、当日または後日撤去自転車管理システムに入力している。	□ バーコードが取れてしまっているケースもあり、正確に管理することができないこともある。	□ システムへの入力の際には、海外譲渡・リサイクル・売却を区分するとともに、後日、入力した場合でも、日付は実施日で入力するなどの対応が必要と考えられる。	□ 適切なシステム入力による正確な管理について、職員に対する周知徹底を図っている。	対応済み
P102	(7) 三河島保管場所の期末実地棚卸しについて	□ 現状では年度末の実地棚卸しは実施していない。		□ 受払管理の妥当性を確認するためにも、年度末に、地域・撤去日を指定してサンプル抽出して実地棚卸しを実施することを検討す	□ 年度末は置場登録受付等の業務繁忙期に当たり、年末に実施しているが、意見を踏まえた実施	その他 (調査・研究)

平成26年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	対応状況	
	て			べきと考えられる。	についても調査研究していく。	
5 撤去した放置自転車の売却契約について						
P104	(1) 契約書における消費税の記載誤りについて	□契約書記載の契約金額に関する消費税額に誤りがあった。		□来年度以降誤りがないよう注意されたい。	□契約書における記載事項に誤りがないよう、チェック体制の強化を図っている。	対応済み
P105	(2) 放置自転車売却契約締結に当たったの入札手続きについて	□業務の性質上、受託業者は東京都近隣の県に自転車を置ける広い場所を有する会社に限定され、また、都道府県公安委員会の古物商許可を受けていることや中古自転車の海外輸出実績があることも条件となることから、指名競争入札としている。		□指名競争入札とすることに手続的な問題はないが、より広く公平に入札を行うべく、一般競争入札とすることも検討することが望ましい。	□適正な売却ルート of 担保には、他自治体での良好な履行実績が不可欠であり、現時点では、現状の手続きが適切と考えているが、他の自治体の動向等を注視し、調査研究していく。	その他 (調査・研究)
P105	(3) 原動機付き自転車の売却について	□保管期間が経過した原動機付き自転車は売却せず、全て廃棄処分としている。		□今後、売却処分の可能性を速やかに検討し、より財政負担の低い処分方法とすることが必要である。	□27年度より、原動機付自転車についても売却の対象としている。	対応済み